

特定非営利活動法人
ジーエルエム・インスティテュート
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュートの役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

特定非営利活動法人
ジーエルエム・インスティテュート
代表理事 西野桂子

給 与 規 程

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、就業規則に基づいて職員の給与に関する事項を定めたものである。

(賃 金 体 系)

第 2 条 賃金の体系は、基本給、職務手当、講師料等、通勤手当、研修手当、配偶者手当、住宅手当とする。

2 原則として賞与は支給しないが、年ごとの財政状況に応じ、個別に対応する。

3 原則として退職金は支給しない。

第 2 章 基本給および諸手当

(基 本 給)

第 3 条 基本給は、本人の年齢・学歴・能力・経験・従事する職種または職務を総合勘案し別表 1 に基づき支給する。原則として 1 年ごとに給与額を法人と職員双方で協議し、見直すこととする。

(職 務 手 当)

第 4 条 職務手当は、職務上責任の重い管理的地位にある者に対し、一定額を支給する。

(講 師 料 等)

第 5 条 当法人が実施する事業のうち、職員が講義等を行う場合の講師料等については、別途講師料等支払規程に準ずるものとする。

(通 勤 手 当)

第 6 条 通勤手当は、公共交通機関を利用する通勤に要する定期券 1 ヶ月購入費に相当する金額を支給する。

2 業務上の出張等が発生し、事務所への通勤が 1 ヶ月に満たない場合、公共交通機関を利用する通勤に要する実費を支給する。

3 新幹線・特急等の使用は個人負担とする。

4 当法人が外部機関から依頼を受け事業を実施する場合に係る出張等の

日当、宿泊費、その他経費は、別表 1 の金額を外部機関に請求し、外部機関との協議で決定した金額を職員に支給する。

(研 修 手 当)

第 7 条 勤続 3 年以上の職員を対象に、研修費の一部を最高 10 万円まで支給する。

(そ の 他 手 当)

第 8 条 配偶者を有する職員を対象に、月額 2 万円を支給する。また、賃貸契約により住居費を負担している職員を対象に、月額 1 万円を支給する。

第 3 章 支払形態

(貸金の計算期間および支払日)

第 9 条 賃金は当月初日から当月末日までの期間（以下「当該計算期間」という）について計算し、当月 28 日（その日が休日のときは その前日）に支払う。

2 次の各号の場合は、通勤 1 日当たりの給与（通勤手当を除く。）を日割り計算によって支給する。

(1) 月の初日以外の日に任命された場合又は月の末日以外の日に退職した場合

(2) 月の初日以外の日に受けるべき給与の月額に変更があった場合

3 前項に規程する勤務 1 日当たりの給与額は、給与を当該月における土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。

(賃金の支払方法と控除)

第 10 条 賃金は、通貨で直接職員にその全額を支払う。ただし、職員から申し入れがあった場合は、本人が指定する本人名義の金融機関預貯金口座への振り込みによって支払うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。原則として、常勤職員は、社会保険（健康保険・厚生年金）および雇用保険に加入し、賃金から控除するものとする。非常勤職員は、31 日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上である場合、雇用保険に加入し賃金から控除するものとする。海外勤務職員は、雇用保険に加入し、賃金から控除するものとする。赴任期間

中は、法人を受取人とする海外傷害・疾病保険に加入する。社会保険は希望に応じ、個別に対応する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 健康保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 厚生年金保険料
- (6) その他、代表理事と書面による控除協定にもとづくもの

付 則

(施 行 期 日)

- 第 11 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この改訂は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
この改訂は、平成 26 年 8 月 11 日から適用する（第 2 条および第 5 条に配偶者手当、住宅手当を追加）。
この改訂は、令和 1 年 7 月 26 日から適用する（別表 1 を改定）。

別表 1

給与規程第 3 条及び 6 条 4 項に定める区分及び日当、宿泊、基本給額

格付 (号)	海外		国内		月額基本給 (レンジ)
	日当	宿泊料	日当	宿泊料	
SS (特)	4,500 円	<ベトナム> ・ハノイ・ホーチミン	1,300 円	12,400 円	500,000～ 472,000 円
S (1)	4,500 円	9,000 円 ・プロジェクトサイト	1,300 円	12,400 円	469,000～ 388,000 円
A (2)	4,500 円	2,500 円 <フィリピン>	1,300 円	12,400 円	385,000～ 325,000 円
B (3)	3,800 円	6,000 円 <ネパール> ・カトマンズ	1,100 円	10,300 円	322,000～ 290,000 円
C (4)	3,800 円	10,000 ネパールルピー ・プロジェクトサイト	1,100 円	10,300 円	286,000～ 262,000 円
D (5)	3,200 円	2,000 ネパールルピー <ケニア>	850 円	8,200 円	259,000～ 226,000 円
E (6)	3,200 円	10,800 円	850 円	8,200 円	223,000～ 195,000 円

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・イン ステイチュート	事業年度	2020年 1月 1日～ 2020年12月31日
-----	-------------------------------	------	-----------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入（正会員）	180,000 円
会費収入（賛助会員—個人）	84,000 円
会費収入（賛助会費—営利団体）	0 円
開発援助のための人材養成事業収益	210,860 円
開発援助プロジェクトの実施支援事業	0 円
ODA 及び国際機関の開発援助事業に係る技術協力、専門家派遣等の事業収益	5,402,494 円
開発援助分野に係る研修事業収益	85,800 円
受取寄附金	1,621,015 円
受取助成金等	12,348,078 円
受取利息	1,361 円
為替差益	7,028 円
雑収益	2,734,668 円
	円
	円
合 計	22,675,304 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当無し	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当無し

促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当無し	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
講師派遣（主講師/高度/英語）	20,200円	時間単価
講師派遣（主講師/英語）	12,200円	時間単価
講師派遣（副講師/英語）	10,200円	時間単価
開発教育ファシリテーター	20,000円	日額単価
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
該当無し				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
			20.1.7-9	131,760 円	研修講師
			20.9.9-10	40,000 円	研修講師
			20.9.9-10	20,000 円	研修講師
			20.9.9-10	22,000 円	研修講師
			20.3.1-8	153,450 円	途上国における 学校運営管理指導・ テキスト原稿作成
			20.3.1-8	13,750 円	テキスト原稿作成

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
該当無し		

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
4名	11,665,339円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
該当無し				円
..				円
	合計			円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
20.4.9	フィリピン農業機械プロジェクト実施経費	3,795,600円
20.9.25	フィリピン農民緊急支援	1,220,000円
20.9.28	講師謝金	30,000円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㊸	2020年1月1日～2020年12月31日	11人	0人	0%	0人	0%
㊹		人	人	%	人	%
㊺		人	人	%	人	%
㊻		人	人	%	人	%
㊼		人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

㊸ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="checkbox"/> はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任年月日
西野 桂子		代表 理事		○						2002.2.22 就任
武田 直子		理事		○						2002.2.22 就任
辻 新一郎		理事		○						2002.2.22 就任
杉原 たみ		理事		○						2013.4.1 就任
勝間 靖		理事		○						2007.4.1 就任
鈴木 律		理事		○						2007.4.1 就任
香田 忠維		理事		○						2007.4.1 就任
笹岡 (西村) 幹子		理事		○						2011.4.1 就任
河邊 亮輔		理事		○						2019.4.1 就任
桶川 (皆元) 理恵		理事		○						2019.4.1 就任
野中 敏博		監事		○						2019.11.25 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフトウェア (会計王) 使用 ルーズリーフ	2週間ごと	10年間
仕訳日記帳	会計ソフトウェア (会計王) 使用 ルーズリーフ	2週間ごと	10年間
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	2週間ごと	10年間
賃金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年間

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(注意事項)

「認定基準等チェック表 (第4表 次葉)」（ハ及びニ）は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ジエールエム・インスティテュート	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○				
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類						
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同意</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> する</td> <td><input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>	同意		<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
同意						
<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない					
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート
-----	---------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
○					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 ニ 暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無 有・ <input type="checkbox"/> 無 有・ <input type="checkbox"/> 無 有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 添付書類 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」</u> 並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明添付する (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ はい・ <input type="checkbox"/> いいえ